

< 書評 >

増田正著 『現代フランスの政治と選挙』  
(芦書房, 2001刊)

永 田 尚 三

< Book Review >

Tadashi MASUDA : Politics and Elections in Modern France

Shozo NAGATA

フランスは西ヨーロッパの大国であり、国際社会においても高いプレゼンスを發揮している。また明治政府が近代化モデルとしてドイツと共に参考としたことから、未だに日本とフランスの統治構造には、多くの類似点が見られ、したがってフランスの政治分析は多くの示唆をわが国の政治機構研究に与える場合が多い。例えば、わが国の地方行政を研究する者の立場から言わせていただければ、従来フランス研究において常識とされていた中央集権的パラダイムや行政府・官僚優位パラダイムに修正を促すものである交叉調整モデルは、中央—地方関係における利益調整が、多元主義的な利益調整機能よりも、権威ある第三者による介入を通じてなされると従来官僚に比べ無力とされた政治家の役割の大きさを指摘する。これはわが国でも一頃盛んであった、中央—地方関係の議論、すなわち垂直的行政統制モデルと水平的政治競争モデルの議論を連想させるものであるし、交叉調整モデルが指摘する有力政治家の利益調整機能は、わが国の族議員や利益誘導型政治文化における政治家の補助金獲得過程におけるインフォーマルな役割を連想させる。

しかしながら、残念ながらわが国の政治学の現状を考える時、フランス政治研究はアメリカやイギリスの政治研究と比較すると研究者の数においても研究成果においてもマイナーな観を拭い切れない。研究者の数という点に関していうと、世界で米国の次に政治学者が多いといわれるわが国の政治学界において、フランスを研究する者はわずか数十人の小グループにとどまっている。

また研究成果に関して、従来、わが国のフランス政治研究の多くは、歴史的、制度論的研究か輸入学問的なものである場合がほとんどであった。無論、これらの研究の中に優れた研究が無いわ

けではないが、行動論革命以降、アメリカ政治学の実証主義重視、政治現象を計量的に把握しようという流れを取り入れ、多くの優れた先進的研究が行われているアメリカ政治研究やイギリス政治研究と比較すると、その研究手法がいささか古いことは否めない。更に言うならば特定地域の研究には、地域の固有性の明らかにしようという地域研究論的アプローチと一般性の抽出を志向する比較政治学のアプローチがあるが、従来のフランス政治研究のほとんどは地域研究論的アプローチであり、他地域（例えばわが国）との比較に有用な一般性のモデル化には無関心であったというよう。

いささか前置きが長くなってしまったが、その様な状況下で、本書はフランス政治研究における新たなる試みである。著者も認識しているように、本書はいささか総合性に欠ける点がある。しかしながら従来、あまりに地域研究論的アプローチ、あるいは制度論的アプローチに偏りすぎていたフランス政治研究に、比較政治学のアプローチ、行動論的アプローチから分析を行うことにより新たな視座を提示しようとする試みには成功している。今後フランス現代政治を研究する者は、本書の業績を無視して通ることは出来ないであろう。

次に本書の構成をみてみたい。本書の構成は、第1章、第2章が第四共和制、第五共和制下の連合政権、第3章、第4章、第5章、第6章で選挙研究、第7章が議院内閣制的側面についての分析、第8章、第9章、第10章が政治資金の分析、第11章がフランス議会の政策形成、第12章が地方の政治、行政についての分析である。第1章と第2章では、G・サルトリーやL・ドッドが確立した連合政権研究の概念を用い、小党乱立の第四共和制と強大な大統領制の下で安定した多数派が存在している第5共和制の下での連合政権分析を行っている。第3章は地域特性と有権者の投票行動の関係を計量的に分析している。第4章は2回投票制における得票移動の計量的分析を行っている。第5章は半大統領制や公職兼任制といったフランス政治の独自性を視野に入れた上で現代フランスの投票行動の統計的分析を行っている。第6章は政治家の選出過程に関する分析を議員の属性、地方政治活動量、政治環境の観点から行っている。第7章は政党政治の今後の展開について分析を加えている。第8章は政治資金規正の効果と実際についての分析、第9章が1993年国民議会選挙のデータを用いた選挙支出が得票構造に対してどのような影響を与えるかという非常に興味深い実証分析、第10章はわが国と異なり公職を複数兼任できるフランスにおいて公職の兼任と政治資金集めには関連はあるのか、また集められた資金は選挙過程に有意な影響を与えているのかの分析、第11章ではTh・ロウィの政策類型モデルを用い、フランス国民議会における政策形成について分析を行っている。第12章は中央—地方関係において公職兼任者が果たす役割についての分析を行うなど非常に盛りだくさんな内容になっている。

最後に私見を述べさせていただきたい。本書の主要な問題関心事の一つに第5共和制下の大統領制と議院内閣制の微妙な関係、いわゆるコアピタシオンがあるように思われる。第3共和制及び第4共和制は議会中心主義で、且つ小党の分立という要因も重なり、安定した多数派が存在せず、結果内閣は脆弱で強力な政治的リーダーシップを発揮できなかった。その反省から、1958年に公布されたドゴール憲法では、大統領権力の強化が図られる一方、議会の権力は従来よりも弱められ

た。その目指すところはアメリカの大統領制とイギリス的議院内閣制の中間形態であった。つまり誤解を恐れずに言えば、フランスは大統領制と議院内閣制の両立という非常に興味深い試みを、今もなお続けていると言えるのではないだろうか。また本書によるとこのような権力の折半的スタイルは欧州では「半大統領制」と言われ必ずしも例外的なものではないという。しかしこの試みは、強力なカリスマ性を持っていたドゴール政権下では概ねうまく機能したが、ミッテラン大統領以降は現在のシラク大統領まで3回の右派と左派が大統領と首相を分け合う保革共存政権（コアピタシオン）を生じさせ、権力構造の混乱作り出す結果となった。というのもドゴール憲法では大統領は議会多数派が大統領反対派によって占められた場合には、反対派から首相を選ばねばならないという政治的拘束を受けているからである。

現在フランスでは、この二重権力構造による非効率と混乱を減らそうとの目的から大統領権限を制限しようとする動きが、来年に控えた大統領選を念頭においた政治的駆け引きとも相まって、勢いづいて来ている。

2001年9月24日には、大統領の任期を7年から5年にする憲法改定案の是非を問う国民投票が可決され、次回選挙から130年続いた大統領の7年という任期が5年に短縮されることとなった。また大統領の刑事免責特権の制限も議論されている。まだ大統領の実質的政治執行権を制限する動きまでにはなっていないが、今後更にこのような強い大統領権限を制限しようとする動きは盛んになってくるものと思われる。この動きは議会中心主義、弱い大統領制への回帰なのか、それとも大統領制と議院内閣制の望ましい両立関係を探ろうとする新たなる模索なのか。当然まだ歴史的評価を下せる段階には無いが、政治を規定する大きな要因である大統領制と議院内閣制の権力関係が新たなる方向に動き出していることだけは確かである。その様な状況下、今後著者の鋭い現状分析とわが国の政治、行政分析にも多くの示唆を与えるモデルの構築といった研究成果を更に期待したい。

(ながた しょうぞう・武蔵野女子大学現代社会学部専任講師)